

小規模事業場等排水対策指導要領新旧比較表

改正後	改正前	変更点・変更理由
<p style="text-align: right;">制定昭和56年2月3日 改正昭和57年5月1日 改正昭和57年11月9日 改正平成15年3月28日</p> <p>第1 目的 この要領は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」(平成14年7月12日愛知県公告)の規定に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。</p> <p>第2 指導対象事業場等 汚濁負荷量の削減を指導する事業場等(以下「小規模事業場等」という。)は、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)第4条の2に規定する指定地域として政令別表第2第2号口に掲げる区域に設置される法第2条第5項に規定する特定事業場(し尿処理施設 又は法第2条第3項に規定する指定地域特定施設)のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。)で、1日当たりの平均的な排水の量(以下「日平均排水量」という。)が50立方メートル未満のもの(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。)の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあつては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。)</p> <p>(2) 別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。</p> <p>第3 指導値 小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2から第4までに掲げる値以下とする。</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、昭和57年7月1日から施行する。 附 則 この要領は、昭和58年1月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成15年10月1日から施行する。ただし、同年3月31において現に設置している小規模事業場等(設置の工事</p>	<p style="text-align: right;">制定昭和56年2月3日 改正昭和57年5月1日 改正昭和57年11月9日</p> <p>第1 目的 この要領は、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の3第1項の規定に基づき定めた「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」(昭和55年4月4日愛知県公告)に基づき、総量規制基準の適用されない事業場等に対し汚濁負荷量の削減を指導するために必要な事項を定める。</p> <p>第2 指導対象事業場等 汚濁負荷量の削減を指導する事業場等(以下「小規模事業場等」という。)は、次の各号に定めるものとする。 (1) 法第2条第3項に規定する特定事業場(し尿処理施設のみを有するものを除く。以下「特定事業場」という。)のうち1日当たりの平均的な排水の量(以下「日平均排水量」という。)が50立方メートル未満のもの(水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号。以下「条例」という。)の規定による排水基準が適用されない特定事業場にあつては、日平均排水量が20立方メートル未満のものを除く。)</p> <p>(2) 別表第1に掲げる施設を有する事業場等であつて、日平均排水量が50立方メートル以上のもの。</p> <p>第3 指導値 小規模事業場等に対する汚濁負荷量の削減指導値は、別表第2に掲げる値以下とする。</p> <p>附 則 この要領は、昭和56年2月3日から施行する。ただし、第3の指導値の規定は、昭和56年7月1日から施行する。 附 則[昭和57年5月1日] この要領は、昭和57年7月1日から施行する。 附 則[昭和57年11月9日] この要領は、昭和58年1月1日から施行する。</p>	<p>第5次総量削減計画において、従来のCODに加えて、N、Pの削減を目標とした要領を定める。</p> <p>対象地域を、指定地域内に限定する。また、「特定事業場」を規定している条文の項番号を修正する。</p> <p>特定事業場の範囲として、現行では、し尿処理施設(501人以上のし尿浄化槽及びし尿浄化槽以外のし尿処理施設)のみを有するものの除外規定を設けているが、平成3年に201人以上500人以下のし尿浄化槽が指定地域特定施設に追加されたことから、指定地域特定施設を併せて除外する。</p> <p>新たに、N、Pの指導値を設ける。</p> <p>要領施行の日等の取り扱いを定める。</p>

をしているものを含む。)についての第3の指導値の規定の適用については、改正後の規定にかかわらず、平成16年3月31日までの間は、なお従前の例による。

別表第1 (第2の第2号関係)

項番号	施設の種類
1	集団給食施設(栄養改善法(昭和27年法律第248号)第9条の2に規定するものをいう。)又は飲食店営業(仕出屋及び弁当屋(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号に規定するものをいう。)に限る。)の用に供する調理施設(法第2条第2項に規定する特定施設に該当するものを除く。)
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン
3	惣菜製造業又はパン・菓子製造業の用に供する洗浄施設
4	金属製品等製造業の用に供する水溶性油剤を使用する金属工作機械

備考

「段ボール製造業」とは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成14年3月7日総務省告示第139号)に定める日本標準産業分類に掲げる細分類番号1532に、「惣菜製造業」とは、細分類番号0996に、「パン・菓子製造業」とは、小分類番号097に、「金属製品等製造業」は、中分類番号25、26、27、28、29、30、31及び32に分類される業種をいう。

別表第2 (第3関係; 化学的酸素要求量関係)

項番号	小規模事業場等の区分	排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で、日平均排水量が50立方メートル未満のもの	条例の規定による排水基準(以下「上乗せ排水基準」と言う。)が適用されるもの	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成14年愛知県告示第543号。)(以下「化学的酸素要求量告示」という。)別表の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(1)に掲げる値
		既設の事業場等	化学的酸素要求量告示別表の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(3)に掲げる値
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの	新設の事業場等	160
		その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの	

別表第1 (第2の第2号関係)

項番号	施設の種類
1	集団給食施設(栄養改善法(昭和27年法律第248号)第9条の2に規定するものをいう。)又は飲食店営業(仕出屋及び弁当屋(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第1号に規定するものをいう。)に限る。)の用に供する調理施設
2	段ボール製造業の用に供するコルゲートマシン

別表第2 (第3関係)

項番号	小規模事業場等の区分	排水の種類	化学的酸素要求量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリグラム)
1	特定事業場で、日平均排水量が50立方メートル未満のもの	条例の規定による排水基準が適用されるもの	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく総量規制基準(昭和55年愛知県告示第622号。以下「告示」という。)別表の第2欄の業種その他の区分に応じ、同表第3欄(1)に掲げる値(昭和59年6月30日までの間は同表第3欄(2)に掲げる値)
		既設の事業場等	
2	別表第1に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50立方メートル以上のもの	新設の事業場等	160
		その他のもので日平均排水量が20立方メートル以上のもの	

特定施設に該当するものを対象外とする。

新たに2項を規定し、これらを設置する事業場を指導の対象とする。

CODの指導値は別表第2、Nの指導値は別表第3、Pの指導値は別表第4に規定する。

上乗せ排水基準の適用事業場を明確化する。

既設の上乗せ排水基準適用事業場に対する指導値を、第1次総量規制基準のC(1)値から、第5次総量規制基準のC(1)値へ変更する。

新設の上乗せ排水基準適用事業場に対する指導値を、第1次総量規制基準のC(3)値から、第5次総量規制基準のC(3)値へ変更する。

備考

- この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
 (1) 昭和57年7月1日における施行令別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(2)に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む)
 (2) 昭和57年7月1日における施行令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
- この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

3 この表の化学的酸素要求量に係る指導値について、化学的酸素要求量告示別表の第1欄に掲げる項番号についての同表の第3欄(1)、(3)又は同表の備考欄に掲げる(3)の値については、次の表のとおり読み替えるものとする。

化学的酸素要求量告示別表第1欄の項番号	化学的酸素要求量告示別表第3欄の化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)			読み替え後の数値(単位1リットルにつきミリグラム)
	(1)	(3)	備考欄の(3)	
2	100			120
57、60、62、63	90			100
68	50			60
5、7、8、21、22、26、27、44、45、15、24、36、54	40	30		50
28、65、66、67	40	40		
25	30	20		
23		30		
34、38		40		
29、58	40	30	40	
10	30	20		
11	30	30	30	
41	20	20		
12、13、14、16、30、31、214		30		30
19、46、47、48	20	20		

備考

- この表において「既設の事業場等」とは、次に掲げるものをいう。
 (1) 昭和57年7月1日における水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1に掲げる施設(以下「特定施設」という。)のうち(2)に規定する施設以外の施設を昭和56年6月30日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
 (2) 昭和57年7月1日における政令別表第1第1号の2、第18号の2、第18号の3、第19号リ、第21号の2から第21号の4まで、第23号の2、第51号の2、第51号の3、第63号の2、第64号の2、第66号の2、第68号の2、第69号の2、第69号の3、第70号の2又は第71号の2から第71号の4までに掲げる施設のみを同年12月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事を行っているものを含む。)
- この表において「新設の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の事業場等以外のものをいう。

第5次総量規制基準値が上乘せ排水基準値より厳しい場合は、上乘せ排水基準値を指導値として規定する。

49		20		
75、91、204、219、 229、230、231	20	20		25
39、87、111、116、123、 137、139、140		20		
143、156、157、158、 159、160、161、164、 171、173、176、191、 192、196、197、198	10	10		20
127、165、166、167、 183、184、185、186、 193、194、195、199、 200、202、203、205、 206、207		10		20

別表第3 (第3関係: 窒素含有量関係)

項 番号	小規模事業場等の区分		排水の 種類	窒素含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリ グラム)
1	特定事 業場で 日平均 排水量 が50立 方メー トル未 満のも の	上乗せ排水基 準が適用され るもの	14年 以前の事 業場等	水質汚濁防止法第4条の5 第1項及び第2項の規定に 基づく窒素含有量に係る総 量規制基準(平成14年愛知県 告示第544号。)(以下「窒 素告示」という。)別表の第 2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲 げる値
			15年 以降の事 業場等	窒素告示別表の第2欄の業 種その他の区分に応じ、同表 第3欄(2)に掲げる値
		その他のもので 日平均排水量が20 立方メートル以上 のもの		
2	別表第1に掲げる施設を 有する事業場等で、日平 均排水量が50立方メー トル以上のもの		排水	120

備考

1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。

2 この表において「15年以降の事業場等」等は、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のもの

Nの指導値は、別表第3に規定する。

Nの指導値について、既設(平成15年3月31日以前)と新設(平成15年4月1日以降)の区分を明確化する。

をいう。

別表第4（第3関係：りん含有量関係）

項 番 号	小規模事業場等の区分		排水の 種類	りん含有量に係る指導値 (単位1リットルにつきミリ グラム)
1	特定事 業場で、 日平均 排水量 が50立 方メー トル未 満のも の	上乗せ排水基 準が適用され るもの	14年 以前 の事 業場 等	水質汚濁防止法第4条の5 第1項及び第2項の規定に 基づくりん含有量に係る総 量規制基準(平成14年愛知県 告示第545号。)(以下「り ん告示」という。)別表の第 2欄の業種その他の区分に 応じ、同表第3欄(1)に掲 げる値
			15年 以降 の事 業場 等	
		その他のもので 日平均排水量が20 立方メートル以上 のもの		
2	別表第1に掲げる施設を 有する事業場で、日平均 排水量が50立方メートル 以上のもの		排水	16

備考

1 この表において「14年以前の事業場等」とは、特定施設を平成15年3月31日において現に設置している工場又は事業場(設置の工事をしているものを含む。)をいう。

2 この表において「15年以降の事業場等」とは、特定施設を設置した工場又は事業場のうち、14年以前の事業場等以外のものをいう。

Nの指導値は、別表第4に規定する。

Pの指導値について、既設(平成15年3月31日以前)と新設(平成15年4月1日以降)の区分を明確化する。